

第28回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年7月21日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

【家裁委員】

岡田 治，木村夏美，小島 淳，小林 修，始関正光（委員長），末広雅洋，鈴木紀之，田中直子，原田はるみ，森川由隆（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

家事担当裁判官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，首席家裁書記官，訟廷管理官，事務局長，会計課長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 家裁所長挨拶

(2) 庁舎及び事件関係室見学（B館1階，自動ドア，B館入口横身障者用駐車場，スロープ，A館玄関前身障者用駐車場，A館1階待合室，C館1階多目的トイレ，A館2階家裁書記官室及び214号調停室）

(3) テーマ「家庭裁判所における障害者等の配慮を要する方への対応について」 概要説明（裁判所職員）

ア 障害者差別解消法及び裁判所での取組について

イ 窓口対応・手続案内における配慮を要する方への対応について

(4) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

(5) 次回意見交換のテーマ

「面会交流と第三者機関について」

(6) 次回開催日時

平成30年1月18日（木）午後1時30分

平成30年1月31日（水）午後1時30分

平成30年2月 2日（金）午後1時30分

平成30年2月 8日（木）午後1時30分のいずれか

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 障害のある方の対応について各委員の所属の職場ではどのように対応されているか。特に、身体障害のある方は一見して障害があるとわかるが、知的障害や精神障害のある方は、一見して障害があるとわからないことが多い。そのような方について、どう配慮すべきか、どのようなことに注意や工夫をすべきかについても併せて御紹介いただけないか。
- テレビ会社は視聴者が相手なので、実際に訪問される方は、仕事上関係があるか又は施設を見学される方が基本で、視聴者からの問合せは電話かメールが多く実際に訪問されない。会社の建物はバリアフリーでフルフラットになっている。障害がある方が訪れる場合は事前にわかっていることが多く、それに対する対応はできるが、具体的にどう配慮するかは難しい。
- 一般の方が来社されることがほとんどないが、会社の入り口にはスロープがあり、1階の打合せ室までバリアフリーで車いすで入れるようになっている。会社には障害をかかえている従業員がおり、左耳が聞こえにくい従業員の席の配置について、従業員から見て右側に上司を配置し、また、病気で急激に視力が落ちた従業員が、パソコンの画面が見にくくなったため、本人との面談で、耳と口で仕事ができるようコールセンターへの配置転換を行う配慮を行った。社内での規定はないが、その都度状況に応じて、できる範囲のことを行っている。
- 検察庁では犯罪に関わった方に来ていただくことが多く、犯罪の被害に遭われた方や犯罪者は、第一義的に警察で話を聞くため、病気や障害について警察から情報を得て、それを前提に対応している。検察庁でも障害者法（障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律）について勉強しており、職員が対応した段階で通常と違うことがあれば、早急に別の対応をすることを念頭においている。また、検察官として自分が対応している時に、相手の方が理解ができない、意思疎通ができない場合には、どこかに障害があるのではないかとということを念頭にお

いて、時間をおいて質問したり、わかりやすい言葉で対応する等の対処をし、それでも理解が得られなければ、一旦、お帰りいただいて、別の機会に話を聞くという対応を取っている。他の検察官も、話を聞いたうえで理解が不足するようであれば、それについて何らかの原因があるということで、その原因について追求するよう対応している。

- 児童相談所には、子供に障害があるのではないかとということで、保護者が相談に来られることになるので、来客の方に障害があるということはないと思う。児童虐待等で通報を受けた先で、保護者の方に病気や障害があるという場合がある。その場合は児童相談所だけでは対応することができないので、関係機関や病院等と協力連携して対処している。
- 弁護士の仕事、業務に関しては、精神障害や知的障害を持っている方の法律相談は多いと思う。精神障害は本人が自覚していたり、本人から打ち明けられることが多いが、一番難しいのは知的障害であるという印象を持っている。知的障害者で障害者手帳を持っている方が、自分が障害を持っていることを法律相談する上で言うべきことと思っていないことが多い。自分に知的障害があるということをおわかっていない方も多い。本人も自覚がないし、治療を受けたことがない方もいる。専門機関への受診等を勧めるが、行かないことが多く、知的障害の方の対応が最も難しいという印象を受けている。
- 保護司として接して、精神的な治療を受けていた方から病気について家族に言わないでほしいという要望があった。家族からは知りたいと言われたが、病気のことには言わなかった。病気について、本人がそれを受け止められたのか、その病気を知ったことによって、将来、病気であることを注意していこうと思ったのだろうかということが心に残っている。また、面接する中で病気かどうかがわからない方には、まず、相手を理解しようということと、時間をかけて接していくようにしている。
- 調停では、申立人については受付の対応で情報をもらえばわかるが、相手方の

場合はわからないことが多い。

- 検察庁は、どのような研修をしておられるか。
- 検察庁内部で事務官を対象とした研修がある。最高検察庁からの教材に従って研修を受けている。まだ受講した人数は少ないが、随時研修を行っている。
- 研修に関しては裁判所でも行っており、その実情についてご説明させていただきます。
- 平成28年8月1日から、「発達障害支援法の一部を改正する法律」が施行され、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう、発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、専門性を高めるための研修を実施すること等が定められた。裁判所でも、司法研修所では、精神科学の専門家を講師に招いて、裁判官を対象に、発達障害等について、その特性をふまえた接し方についての研修等が行われ、総合研修所でも同様に外部講師を招いて、家庭裁判所調査官を対象とした行動科学等の更なる専門性を高める専門的な研修が行われている。当庁においては、まだ発達障害等についての具体的な研修は行っていないが、今後、専門の外部講師を招いた研修のほか、このような分野の専門知識を有している調査官を講師とする研修の企画等も検討し、より適切な対応に向けて取り組みたいと考えている。
- 裁判所の研修に関して、御意見をお伺いしたい。
- 大学でも発達障害の学生が毎年入学されてくる。研究室で卒業研究をする上で、答えがないことを研究して答えを見つけ出していくことや、教授とコミュニケーションをとりながら研究を進めていくことができず、悩んで病院に行き、初めて病気がわかることがある。自閉症やアスペルガーがであることが多く、もっと早く気付ければ研究室に入る前に対処できると思う。いかに情報を持って対応できるかが大事であるが、学生本人からは、なかなか言えないため、周りが先に気付かないといけないと思う。そういう意味で研修は非常に重要だと

思うし、裁判所はしっかりと研修をされていると思う。

- 自分で障害があることはわかっているが、自分からは言わない、言いたくない方、または、自分に障害があるが特別な配慮はいらぬという方について、事故のないようにどこまで配慮すればよいかについて、御意見をいただきたい。
- 保護司として接した先ほどの件で、障害があることを言わないでほしいと言った方は、頭もよく、将来のことも考え、家庭環境も良かったので、本人が病気を知ることによって、これから病気について注意していこうと思ったのではないかと思う。こういった方は治療を受けているが、自分の思い入れが強いため、本人に良い方法を一緒に考えようとアドバイスすることが難しい。こういう場合、信頼関係を築き、本人の目線に立ち理解しようとしてアドバイスする上で否定的な言い方をしないようにしている。専門家に意見を聞くというケースもあるが、なかなかそうはならないため、関係機関と連帯を持ち、専門家に相談しながら、本人と一緒に専門機関を訪れていこうと取り組んでいる。
- 合理的配慮は、障害者差別解消法では、障害のある方から社会にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、配慮することが求められているが、本人が意思を表明しない、あるいは、手をかけてもらいたくない等の拒否的な対応を取られるときに、どこまで対応するかについて、御意見をお伺いしたい。
- 弁護士の仕事の関係では、本人が必要としなければ基本的には特に対応はしない。求められないとしないというのが基本的な態度だと思う。裁判所のような役所では難しいと思う。裁判所に一緒に行った場合に、車いすの方にお手伝いが必要であれば手伝うが、本人が要らないと言えはしないと思う。
- この問題について裁判所として、どう考えているかを御説明させていただく。
- 本人が意思を表明しない、あるいは、手をかけてもらいたくない等の拒否的な対応を取られる等のケースにおいて合理的配慮かどうかの判断要素は、場面や状況によって異なり、多様で個別性の高い事項であるため様々なケースに応じて柔

軟に対応していく必要があり、判断要素が二つ挙げられている。一つは、障害者が必要としている配慮かどうかという観点で、障害者が必要としていない配慮は過剰配慮であり、合理性を欠くことになるが、裁判所としては、障害者からの意思表示がない場合でも、配慮を必要としていることが明白な場合には、裁判所側から必要な配慮の提供等を行い、本人の意向を確認し、対話し、働きかけることが望ましいと考えている。

もう一つは、合理的配慮は大変個別性の高い事項であるため、障害者の性別、年齢、障害の特性や状態、社会情勢を踏まえながら具体的な場面等に応じ、適切かつ合理的な配慮であるかという観点であり、これらを総合的に考えながら現場で配慮している。

- 裁判所の説明について、御意見をお伺いしたい。
- 裁判所の説明はそのとおりだと思う。本人が配慮が必要だと言わなくても、配慮が必要だろうと察して提供するのには、弁護士も一緒だと思う。民事事件はあまりないが、刑事事件の場合、被告人に自覚はないが知的障害や精神障害があると思われた場合は、窓口機関を案内するし、押しつけがましくならない範囲で支援に繋がるようにすることもある。
- 精神障害者の特性を知らないのだから、特性を知る研修があればよいと思う。基本的なことがわからないため、その特性を理解すること、どのように対処すべきかを知ることが大事だと思う。庁舎見学の際に気付いたことだが、身障者トイレの表示が少しわかりにくいと思う。また、特定の障害のある方や、ご高齢の方には、トイレの椅子が固そうだと思う。
- 他に庁舎見学等で気付いた点があれば、御意見をお伺いしたい。
- 庁舎見学のことではないが、「裁判所における取組」について伺いたい。これは、津の裁判所で独自に決められているものか、いわゆるバリアフリー法等に規定されているものか。
- 取扱いの基本方針は最高裁判所の裁判官会議で決められた取扱要綱に基づい

るが、例えば各部署における意識啓発を目的としたミーティング等は方法が決ま
っていないので、津で独自に工夫して行っている。

- 解釈が難しい点が二つあり伺いたい。一つは「合理的配慮」の提供について、
「障害者から、社会的障壁を除去を必要としている旨の意思表示」とあるのは、
基本的には障害者が意思を表明したときに対応すればよいという形で取り組む
のが基本になるのではないか。ただし、知的障害、精神障害の方は、本人が自覚
していない場合や自分からは言えないという場合、どういう取組みをすればよい
のかが非常に複雑な話になると思う。その点に関し合理的配慮に対しての切り分
けが必要ではないか。

もう一つは、「その実施に伴う負担が過重でないとき」の過重とは、どこまで
を過重と捉えるのかに関しても非常に解釈が難しいと思う。裁判所を見学して、
十分に配慮されているのではないかと感じた。身体的障害をもった方に入りやす
いように専用駐車場を設けて動線も確保し、エレベーターが設置され、十分な対
応だと思う。しかし予算がないような一般企業では、過重な負担になると思う。
この捉え方が、部署によって変わってくると思うが、裁判所として、どこまでを
過重と考えられるのか、お伺いしたい。

- 一つ目の、社会的障壁の除去を必要としている意思表示があったときのお話し
については、合理的配慮の場面での切り分けは難しいところではあるが、一見し
て明らかに配慮しなければいけない場面においては、積極的にこちらから働きか
けていくのが裁判所の基本的スタンスになる。

もう一つの過重な負担については、裁判所の対応要領の「過重な負担の基本的
な考え方」の項目に判断要素が記載されており、これらを総合的客観的に判断し
て決めていくことになると思う。仮に、予算的にも人的にも過重な負担であり、
難しいというときには、障害者の方に、どうしてもできないのかを説明して理解を
求めなければならないというのが裁判所のスタンスになる。

- 第一点の社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明については、裁判

所の対応要領で、「障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨を踏まえ、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。」と定められている。

- 自主的な取組に努めるという表現がされているので、どこから配慮するのかというのが非常に難しい点だと思う。過剰な負担に関して、例えば大学で車椅子の学生の対応として、自動ドアや障害者のトイレは過剰な負担でなく当然なことであるが、健常者に合わせて作られている設備等を障害のある学生のために特別に配慮するのは難しく、大学側の過重な負担になる。基本的な考えはわかるが、現実問題に当たって、どうすればよいのか大変難しいと感じている。
- 県では啓発する側であり、裁判所と同様に三重県でも県の対応要領を定め平成27年年末に策定し各所属に周知している。身体障害の関係では、法律が制定される以前から講演会やセミナー等で、障害のある方が出席されるかどうか不明な場合には、障害のある方が参加されても講演会等の内容がわかるよう、手話通訳を用意する等の通知が出ており、要約筆記も用意し、該当される方が見やすいようあらかじめ席も確保している。カラー冊子を用意する際も、色弱模擬フィルタで、色弱の方も見えるかどうか色合いを確認するというも行っている。
- 調停では精神的な面で障害を持っている方と接触されることもあると思うが、そのご経験を通じて、こうした方が良い等、お考えになられることがあればお伺いしたい。
- 調停協会では、今後、研修を行う予定である。調停の対応として過重ではないかと思うことは、わかりやすく説明しようと思うあまり子供に話すような言葉使

いをすることがあり、それは逆にその方の人権を傷つけることになるのではないかと思ったことがある。わかりやすく説明することが大事で、一人の大人に対して接しているという配慮が大事だと思う。

- 裁判所は中立性、公平性を求めらるという観点から、一方の当事者が障害を持っておられる場合に、どこまで配慮してよいか。相手方から見ると肩入れしている、不公平だと感じられはしないかということについて、常に考える必要があるが、その点について御意見をお伺いしたい。弁護士の立場で、相手方が障害のある方で、裁判所職員がその場にいる場面で、肩入れしているのではないか、不公平だと思われると感じられたことはないか。

- 私はそう感じたことはないが、違う事例で、自分が外国人の調停の代理人で、相手が日本人の場合に、私と外国人が調停室に入った際に通訳がおらず、十分な日本語で外国人が話すため調停室にいる時間が長くなることがあった。待っている相手方から、なぜそちらばかり調停室にいる時間が長いのかと苦情を言われたことがある。障害のある方が調停室にいる時間が長くなった場合には、相手方が不満を持つということはあると思う。

- 調停では、各当事者から話を聴く時間ができる限り同じ位になるように配慮されているが、障害をお持ちの方だと説明を理解していただくのに時間がかかることもある。あるいは、障害のある方の言いたいことを聞き取るのに時間がかかることもあるため、調停時間が長くかかってしまう問題が起きる。そういったことが起きた時に調停委員として、どのように対応しておられるか。

- 相手方に長く待ってもらった理由を説明している。障害から生じる時間的な問題、言葉や労力の問題を分かち合う気持ちが必要だと思っている。

- どうして時間がかかったかということについて、調停委員が相手方に説明することだが、それでご理解いただけるものか。

- 私が弁護士として担当した事例では対立が激しく、相手方の性格の問題もあり、調停委員から説明してもらったが、ずっと怒られた。わかってもらうのは難しい

と思う。

- これまでの御意見を聞いていただき、民間企業の立場から、何か御意見をいただけないか。
- 今回のテーマから離れるかもしれないが、まず、民間の立場として、この法律に罰則規定があるのかどうかを調べたところ、民間企業においては努力義務というようになっていた。仮にコールセンターの職員の採用の際に、耳に障害のある方と健常者が応募された場合、品質サービスの観点から非常にリアルに問題を考える必要がある。健常者を採用した場合に、それを不当な差別だと捉えれば、そう見えるし、適格性がないというように捉えれば不当でないことになる。つまり、不当な差別的扱いの解釈の捉え方によっては不当だと捉えられるし、不当でないとの説明もできることもあり、その線引きが難しく、この文言を見た時に気になった。負担が重すぎない範囲ということでは、民間企業の場合、資金力によって随分違ってくるため、何を持って過重というかは非常に難しい。今は、努力義務なので、あくまでもポジティブに対応していきたいと思うが、法の世界となると、民間企業の場合どうしても利で考えざるを得ない部分があるので、もし、今後、罰則規定が課せられるのであれば、もう少し明確な線引きが必要だと思う。
- 本日、委員の皆さんから貴重な御意見を多数いただきましてありがとうございました。本日の御意見を参考にさせていただきます。裁判所における障害者等の配慮を要する方への対応に役立ててまいりたいと思います。